

守口市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託 仕様書

1 業務名称

守口市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、2050 年脱炭素社会の実現を見据え、本市の地域特性を踏まえ、地域課題の解決に繋がるような再生可能エネルギーの導入目標や温室効果ガスの削減目標、施策の方向性を定めるとともに、目標達成のための具体的なビジョンを定めるための検討を行い、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「守口市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）」を策定することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 16 日まで

4 業務の内容

次の業務の項目ごとに最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、市と協議の上、決定するものとする。

業務に当たっては、国の「第 6 次環境基本計画」及び「地球温暖化対策計画」並びに大阪府の「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の記載事項や要求事項並びに「第 6 次守口市総合基本計画」等、地球温暖化対策に関連する計画等の内容を十分に勘案し、各計画、通知及び方針等が見直し又は改定された場合は、最新のものに準拠すること。また、本業務は、環境省令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用するものであり、当該補助金の交付規定等を遵守すること。

（１）基礎調査及び動向整理

ア 基本的事項の整理：計画策定の背景及び意義

イ 基礎調査の実施：市の関連計画や国及び府の動向並びに地球温暖化に関する最新情報等、計画に反映すべき地球温暖化対策に関連する行政計画や資料の調査及び整理

ウ 地域特性の整理：地球温暖化対策に係る市の経済的及び社会的条件並びに自然的条件の収集及び分析（区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギー

の導入及び温室効果ガス排出量削減のための取組に関する基礎情報の収集及び現況分析を含む。)

(2) 温室効果ガス等排出量の現況及び将来推計、集計ツールの作成

ア 平成 25 年度及び直近年度までの温室効果ガス排出量を算定する。算定する際は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル（算定手法編）（以下「環境省マニュアル」という。）」の最新版を理解したうえで算定すること。算定手法については、市と協議した上で計算方法を提示すること。

イ 本市の地域特性を踏まえ、将来推計（2050 年まで）における推計を、現状趨勢（BAU）ケース、対策を実施したケース等複数パターン推計すること。ただし、対策を実施したケースについては、推計に考慮した具体的な対策案を明示すること。なお、推計に当たっては、環境省マニュアルに基づくものとし、将来推計方法については、市と十分に協議した上で推計方法を提示すること。

ウ 市が推計作業を行うことができるようにするため、推計のためのツール（エクセルデータで、統計データを入力すると排出量及び吸収量が算定されるもの）及びそのマニュアルを作成すること。

(3) 温室効果ガス等の排出特性及び要因の分析

守口市域の地域特性等を踏まえ、温室効果ガス排出量の現況及び経年変化から増減要因等の分析を行う。

(4) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査

環境省情報システム（REPOS）を活用し、再生可能エネルギー導入ポテンシャルを調査するとともに、再生可能エネルギー種別に整理を行う。

(5) 市民及び事業者の意識調査

市民の意見等を計画に反映するため、市民（1,500 人程度）及び事業者（300 社程度）に対しアンケート調査を行う。また、アンケート調査に回答した事業者のうち、必要に応じて数社にヒアリング調査等を実施するものとする。アンケートの設問内容及び回収率を上げるための工夫をすること。

① アンケート調査共通事項

ア 受託者がアンケートの設問内容を提案し、市と協議して作成すること。

イ アンケートは郵送による配布・回収を基本とし、回収は受取人払いと

する。

ウ 回答方法についてはオンラインでの回答も可能なものとし、回答に使用するフォームについては、市が作成することとする。

エ 調査票及び封筒（送付用、返信用）の手配及び印刷費用、郵送に関する作業費用及び郵送料（送付用、返信用）等については、全て受託者が負担するものとする。

オ 調査票及び封筒は3回程度校正するものとする。

カ 受託者は、受託者及び本市が回収した調査票をもとに集計及び分析を行う。

② 市民アンケート調査票

ア 本市が市民アンケート対象者の抽出を行い、セキュリティ便又は手渡しにより、市民アンケート対象者のデータを受け渡しする。なお、セキュリティ便に係る費用及び市民アンケート対象者のデータを格納するCD-Rは受託者が負担するものとする。

イ 市民アンケートは、窓あき封筒により郵送するものとする。

③ 事業者アンケート調査票

事業者アンケートの調査対象事業所の抽出方法は、市と受託者で協議するものとする。

（6）計画目標の検討及び目標達成のための対策及び施策検討

本市の温室効果ガス排出量の将来推計及び再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査結果を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた中長期的な目標設定を行うとともに、目標に対する具体的な取組を守口市域の特徴や財政状況等を踏まえて検討及び整理するものとする。

また、施策の実施に伴う温室効果ガスの削減効果量等を把握し、整理する。検討した分野別の対策や施策を整理し、長期目標から定めた中期目標のレベルを達成するために必要な対策及び施策の一覧表を作成する。

（7）進行管理方策の検討

前各項目において整理及び検討した結果に基づき、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定める施策の進捗状況等を的確に把握し、分析及び評価できる仕組みを構築する。

（8）守口市地球温暖化対策実行計画協議会の開催支援

本計画の策定に当たり開催する守口市地球温暖化対策実行計画協議会（年3回程度）について、円滑な運営を支援するため、必要資料を収集・整理

し、本協議会の各種資料を作成する。
また、当協議会へ出席し、計画の内容等について説明を行うものとする。

(9) 計画素案及び概要版の作成

前項までの結果をとりまとめ、計画の素案及び概要版を作成する。概要版については、市民や事業者にとって分かりやすく、視覚的にも見やすいものとする。

5 成果品

① 業務報告書	一式
② 地球温暖化対策実行計画書（素案）	2 部
③ 地球温暖化対策実行計画書（素案）カラー印刷冊子	20部
④ 地球温暖化対策実行計画書（概要版）	2 部
⑤ 関連資料	一式
⑥ 上記データを格納した電子媒体（CD-R）	一式
⑦ その他本市が指定する書類	一式

なお、各電子データの納品については、PDF 形式による成果品一式のほか、成果品及びその元データ等を Microsoft Office Word、Microsoft Excel 等、編集可能な形式により、CD-R に記録の上、納品するものとする。

6 事業の着手

受託者は、契約締結後 7 日以内に事業に着手すること。この場合において、着手とは、受託者が事業の実施のため、本市の担当者と打合せを開始することをいう。

7 個人情報の取扱い

(1) 個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び本契約書に添付する「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協議会が定めるプライバシーマークの認定又は国際標準化機構が策定する情報セキュリティ管理に関する国際規格「ISO/IEC27001（ISMS）」の認証を受けていることを必須条件とする。

なお、プライバシーマーク付与認定及び ISO/IEC27001（ISMS）認証について、契約期間中に有効期限が到来する場合は、必ず更新を行うこととし、更新した場合、それらの認証取得を証する書類の写しを市に提出すること。

- (3) 個人情報を含むデータ等は、納品時に環境対策課へ返却すること。返却が不可能な場合は、焼却、細断、消去等により完全にデータを抹消し、その方法及び内容を記載した報告書を提出すること。

9 その他

- (1) 受託者は本業務を実施するに当たり関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境省）を活用するものであり、当該補助金の不交付が決定された場合、本契約を締結しないものとし、又は既に締結している場合は契約を解除するものとする。
- (3) 本市が所有し業務の遂行上必要な資料等は貸与する。なお、貸与された資料等についてリストを作成し、借用書を本市に提出すること。本業務の完了後は、速やかに資料等を返却すること。
- (4) 受託者は本業務で知り得たいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本契約期間の終了後においても同様とする。―
- (5) 本契約に当たり作成した資料及び成果は全て本市に帰属するものとし、本市の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (6) 計画書やその他資料の作成に当たっては、知的財産権（著作権、肖像権及び商標権等）を侵す恐れがないよう留意すること。
- (7) 受託者は、業務の処理について、管理をつかさどる業務責任者を定め、本市に通知すること。業務責任者は、技術士（環境部門）の有資格者とし、契約期間中、常に本市担当者と連絡調整が出来る手段を確保すること。
- (8) 受託者は、本市が本業務の進捗の報告を求めたときは、これに応じること。
- (9) 本業務の履行に要する消耗品及びその他雑費等については、全て受託者の負担とする。
- (10) 成果物に関する著作権等は、本市が保有するものとする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項又は業務内容等に疑義が生じたときは、本市と受託者との協議の上、決定する。